

平成30年9月甲良町議会定例会会議録

平成30年9月6日（木曜日）

◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 報告第2号 平成29年度甲良町財政健全化判断比率の報告について
- 第3 報告第3号 平成29年度甲良町下水道事業特別会計資金不足比率の報告について
- 第4 報告第4号 平成29年度甲良町水道事業会計資金不足比率の報告について
- 第5 認定第1号 平成29年度甲良町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第6 認定第2号 平成29年度甲良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第7 認定第3号 平成29年度甲良町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第8 認定第4号 平成29年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第9 認定第5号 平成29年度甲良町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第10 認定第6号 平成29年度甲良町墓地公園事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第11 認定第7号 平成29年度甲良町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第12 認定第8号 平成29年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第13 認定第9号 平成29年度甲良町水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告の認定について
- 第14 議案第53号 甲良町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第54号 甲良町税条例の一部を改正する条例
- 第16 議案第55号 平成30年度甲良町一般会計補正予算（第2号）
- 第17 議案第56号 平成30年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第18 議案第57号 平成30年度甲良町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第19 同意第5号 甲良町教育委員会教育長の任命につき、同意を求めることについて

第20 同意第6号 甲良町教育委員会委員の任命につき、同意を求めること
について

◎会議に出席した議員（12名）

1番	岡田隆行	2番	田中章浩
3番	山田充	4番	山田裕康
5番	野瀬欣廣	6番	阪東佐智男
7番	宮寄光一	8番	木村修
9番	西川誠一	10番	建部孝夫
11番	西澤伸明	12番	丸山恵二

◎会議に欠席した議員

なし

◎会議に出席した説明員

町長	野瀬喜久男	教育長	橋本悟
総務課長	中川雅博	教育次長	西村克英
税務課長	福原猛	学校教育課長	上橋純子
住民課長	小林千春	社会教育課長	大野けい子
企画監理課長	村岸勉	保健福祉課長	米田志保子
総務課参事	橋本浩美	建設水道課長	中村康之
人権課長	中川愛博	会計管理者	宮川哲郎
産業課長	北坂仁		

◎議場に出席した事務局職員

事務局長	陌間忍	書記	藤井千恵
------	-----	----	------

(午前9時00分 開会)

○丸山議長 ただいまの出席議員数は12人です。

議員定足数に達していますので、平成30年9月甲良町議会定例会2日目を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、既に配布しているとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、6番 阪東議員、7番 宮寄議員を指名します。

これより、町長の挨拶、行政報告ならびに提案説明を求めます。

町長。

○野瀬町長 議員の皆さん、おはようございます。

本日、平成30年9月甲良町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しいところご出席いただきまして、まことにありがとうございます。また、平素は町政全般にわたりまして格別のご支援、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

それでは、提案説明の前に若干の行政報告をさせていただきます。

初めに、8月9日に全国町村会主催の第3回町長連絡会議が開催され、平成31年度県予算・施策に関する要望について協議をいたしました。最重点要望といたしまして、滋賀県地震防災プラン等の着実な推進について、地方財政の充実についてなど、10項目の要望をいたしているところであります。本年7月の台風12号の発生の際には、避難準備情報を発令し、各字の一時避難所の開設および東西両小学校および長寺センター、呉竹センターの広域避難所の開設を行いました。幸い当町には被害はなかったものの、避難所開設以来初めての自主避難者が10人ありました。また、先般の台風20号においては、広域避難所として長寺・呉竹両センター、保健福祉センターの3カ所を開設し、一時避難所は金屋・法養寺の区が開設をされました。合わせて5人の方の避難がありました。

そして、昨日9月5日の全員協議会でご報告したとおり、9月4日には台風21号の襲来がありました。直前の2つの台風同様、避難所を開設し、集落・区のご協力をいただき、早目の避難所を対応いたしました。また、この台風は、観測史上を更新する最大瞬間風速に見舞われ、農業用ハウスのビニール、パイプの破損や家屋の屋根の破損、公共施設の屋根材の剥離、そして長時間にわたる停電などの被害が発生いたしました。この3回の台風時に避難所を開設したところであり、今後、町と区の任務分担の明確化を図っていきたいと考え、地域防災のあり方について一つ一つ改善し、よりよいものになるよう努めていきたいと考えております。

今月9月9日に甲良町総合防災訓練を実施いたします。けさ北海道安平町で震度6強の地震が発生をし、厚真町や千歳空港の被害の状況が報告をされているところでもあります。9日に実施する本町の防災訓練も地震発生を想定した訓練であります。議員の皆さんにおかれましても、地元での参加をお願いし、安心・安全な甲良町を住民と一体となつてつくっていききたいと思っております。

次に、職員の服務に関する第三者委員会を、8月17日に第1回目を開催させていただきました。過年度における甲良町職員の職務遂行上の課題の解明と組織風土に係る課題のそれぞれを公平かつ客観的に調査検証を願い、体質改善を図り、職員力の向上につなげていきたいと考えております。

報告第2号から4号は、財政健全化判断比率および公営企業会計の資金不足比率の報告でございます。平成30年度の状況として、実質赤字比率および連結実質赤字比率については、実質収支が黒字のため比率は算出されていません。実質公債比率につきましては、前年度と比較して0.7ポイントの悪化の11.9%となりました。将来負担比率につきましては、前年度と同じく比率は算出されていません。公営企業会計における資金不足比率は、下水道事業会計および水道事業会計の各会計とも資金不足を生じておりませんので、比率は算出されておられません。引き続き各会計とも財政の健全化に向け努力をする所存でございます。

認定第1号から認定第9号は、平成29年度の甲良町一般会計および特別会計、企業会計の歳入歳出決算の認定をお願いするものでございます。内容を事業面から申し上げますと、交通安全・防犯関連では、グリーンベルト設置および各字防犯灯LED化への補助事業、まちづくり関連では、地方創生交付金事業および地方創生拠点整備事業、保健福祉関連では、福祉医療費助成、健康増進事業および後期高齢者医療健診事業、建設水道関連では、地籍調査および社会資本整備交付金事業、舗装繕繕など、その他にも各所属において諸事業の充実および推進を図ってまいりました。

財政面では、普通会計における決算額を前年度と比較しますと、歳入総額が39億9,585万3,000円で6.2%の減、歳出総額が38億4,872万8,000円で4.2%の減となっております。歳入の減額理由として、大きくは地方創生交付金や臨時福祉給付金交付金など、国庫支出金の減、前年度からの繰越金の減によるものでございます。

次に、地方債現在高につきましては順調に償還を行い、対前年1億9,314万4,000円減の26億1,351万5,000円となりました。よって、地方債現在高比率につきましても、対前年7.4ポイント減少し、111.6%になったところでもあります。また、積立金現在高につきましては、

対前年4,628万円減の9億9,222万1,000円となりました。

今後の財政運営につきましては、徴収対策について個別課題に取り組むとともに、脆弱体質を見据えて事業仕分けや事業縮減に取り組み、財政健全化につなげたいと考えております。

続きまして、議案第53号は、甲良町職員の給与に関する条例の一部を改正するものであります。職員給与から給食費に相当する金額を控除することができることを加える改正でございます。

議案第54号は、地方税法の改正に伴い、甲良町税条例の一部を改正するものであります。

議案第55号 平成30年度甲良町一般会計補正予算（第2号）では、歳入歳出それぞれ1億1,059万7,000円を追加し、補正後の予算額を41億2,308万7,000円とするものでございます。主な内容といたしましては、全体的には人件費が主な補正となっております。その他の内容を申し上げますと、総務費では、財政調整基金の積立金の増額、社会福祉費では、介護保険会計への事務費繰り出しの増額、児童福祉費では、臨時保育士賃金の減額、保健衛生費では、国民健康保険への事務費繰り出しの増額であります。教育費では、教育施設整備基金積立金の増額、また教育施設整備費の計上などによるものでございます。

議案第56号は、平成30年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）で6,973万9,000円を追加し、補正後の予算額を10億2,271万9,000円とするものでございます。人件費の補正のほか、主な内容といたしましては、補助金等返還金および予備費の増によるものでございます。

議案第57号は、平成30年度甲良町介護保険特別会計補正予算（第1号）で2,976万2,000円を追加し、補正後の予算額を8億6,631万2,000円とするものでございます。人件費補正のほか、主な内容といたしましては、補助金返還金および予備費の増によるものでございます。

同意第5号は、甲良町教育委員会教育長の任命につき、同意を求めるものであります。

同意第6号は、甲良町教育委員会委員の任命につき、同意を求めるものでございます。

以上、簡単でございますが、本日提出いたしました案件について、その概要を申し上げます。何とぞよろしくご審議いただき、適切な認定、議決等を賜りますようお願い申し上げます。提案説明といたします。どうぞよろしくお願いたします。

○丸山議長 続いて、日程第2 報告第2号から日程第4 報告第4号までを

一括議題とします。

報告書が提出されていますので、報告を求めます。

総務課長。

○中川総務課長 報告第2号を報告させていただきます。

平成29年度甲良町財政健全化判断比率の報告についてということで、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定によりまして、甲良町財政健全化比率を報告するものであります。内容は、裏面をお願いいたします。

まず、健全化判断比率、1つ目、実質赤字比率であります。平成29年度はありません。早期健全化基準が15%であります。

2番目の連結実質赤字比率ですが、これも29年度はありません。早期健全化基準が20%であります。

3番目の実質公債費比率です。平成29年度は11.9%です。早期健全化基準が25%であります。

④の将来負担比率です。平成29年度はありません。早期健全化基準が350%であります。

続きまして、報告第3号です。平成29年度甲良町下水道事業特別会計資金不足比率の報告についてでございます。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、甲良町下水道事業特別会計資金不足比率を報告するものであります。内容は、裏面をお願いいたします。資金不足比率です。平成29年度はありません。経営健全化基準が20%であります。

続きまして、報告第4号であります。平成29年度甲良町水道事業会計資金不足比率の報告についてでございます。これも地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、甲良町水道事業会計資金不足比率を報告するものであります。内容は、裏面をお願いいたします。資金不足比率、平成29年度はありません。経営健全化基準が20%であります。

以上であります。

○丸山議長 これをもって報告を終わります。

ここで、監査委員の岡田議員から、平成29年度甲良町財政健全化判断比率、同じく下水道事業特別会計資金不足比率ならびに水道事業会計資金不足比率の審査意見書が提出されていますので、その報告を求めます。

岡田議員。

○岡田監査委員 平成29年度財政健全化審査意見書。

財政健全化法の規定により、平成29年度甲良町財政健全化について、判断比率を審査した結果、その意見は次のとおりである。

審査の概要。財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率およ

びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

審査の結果。総合意見、健全化判断比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。個別意見としまして、実質赤字比率について、実質収支は黒字のため算出されない。連結実質赤字比率について、連結実質収支は黒字のため算出されない。実質公債費比率について、11.9%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回り良好である。将来負担比率について、将来負担比率は将来負担額から充当可能財源等を引くとマイナスであり、比率は算出されないため健全である。

続きまして、平成29年甲良町下水道事業特別会計および水道事業会計経営健全化審査意見書。財政健全化法の規定により、平成29年度甲良町下水道事業特別会計および水道事業会計の経営健全化について、判断比率を審査した結果、その意見は次のとおりである。

審査の概要。経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

審査の結果。総合意見、資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。個別意見、資金不足比率について、両会計とも資金不足は生じないため算出されない。

以上です。

○丸山議長 ありがとうございます。以上で報告を終わります。

次に、日程第5 認定第1号から日程第13 認定第9号までの議案を一括議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 認定第1号 平成29年度甲良町一般会計歳入歳出決算認定について。認定第2号 平成29年度甲良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。認定第3号 平成29年度甲良町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。認定第4号 平成29年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について。認定第5号 平成29年度甲良町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定について。認定第6号 平成29年度甲良町墓地公園事業特別会計歳入歳出決算認定について。認定第7号 平成29年度甲良町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。認定第8号 平成29年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認

定について。認定第9号 平成29年度甲良町水道事業会計歳入歳出決算ならびに事業報告の認定について。

上記の議案を提出する。

平成30年9月6日。

甲良町長。

○丸山議長 認定第1号から認定第8号までは会計管理者、認定第9号は建設水道課長にて、順次説明を求めます。

会計管理者。

○宮川会計管理者 おはようございます。

それでは、私の方から認定第1号から第8号の平成29年度一般会計および特別会計の決算書について説明させていただきます。

それではまず、一般会計の決算書の冊子をお持ちいただき、2枚おめくりください。

タイトルが、平成29年度甲良町一般会計決算書となっております。このページから始めさせていただきたいと思います。

それでは、平成29年度甲良町一般会計決算書。

歳入歳出予算額42億1,241万6,000円、歳入決算額39億9,534万6,293円、歳出決算額38億4,822万2,082円、歳入歳出差引残額1億4,712万4,211円、うち翌年度繰越財源2,881万8,000円、実質収支1億1,830万6,211円。

1ページをご覧ください。

歳入でございます。款ごとの収入済額、不納欠損額、収入未済額の順に読み上げますが、額がゼロ円の読み上げは省略させていただきます。

1款町税、収入済額8億3,503万2,199円、不納欠損額450万8,410円、収入未済額5,251万93円。

2款地方譲与税3,424万1,000円。

3款利子割交付金130万3,000円。

4款配当割交付金315万9,000円。

5款株式等譲渡所得割交付金382万3,000円。

6款地方消費税交付金1億1,334万8,000円。

7款自動車取得税交付金1,269万2,000円。

8款地方特例交付金225万2,000円。

9款地方交付税16億5,422万9,000円。

3ページをお開きください。

10款交通安全対策特別交付金116万2,000円。

11款分担金および負担金3,698万5,722円、不納欠損額20万

4, 925円、収入未済額403万2,730円。

12款使用料及び手数料2,379万556円、2,293万5,089円。

13款国庫支出金2億8,276万808円、3,004万円。

14款県支出金2億3,844万8,151円、827万5,000円。

15款財産収入1,285万3,280円、60万円。

16款寄附金7,379万8,959円。

17款繰入金1億6,082万6,130円。

5ページをお開きください。

18款繰越金1億5,582万7,221円。

19款諸収入1億2,572万2,267円、29万2,076円、391万8,175円。

20款町債2億2,309万2,000円、5,840万円。

歳入合計、収入済額39億9,534万6,293円、不納欠損額500万5,411円、収入未済額1億8,071万1,087円。

7ページをお開きください。

こちらから歳出でございませぬ。

歳入同様、款ごとに支出済額、翌年度繰越額を読み上げ、額がゼロ円の読み上げは省略させていただきます。

1款議会費、支出済額6,531万2,467円。

2款総務費7億2,262万108円、翌年度繰越額3,100万8,000円。

3款民生費11億8,280万1,550円、250万円。

4款衛生費2億5,913万2,023円。

5款労働費54万4,652円。

6款農林水産業費1億8,687万678円、5,696万2,000円。

7款商工費4,425万1,811円。

9ページをお開きください。

8款土木費3億8,373万3,687円。

9款消防費1億4,939万5,428円。

10款教育費4億1,118万5,595円、3,506万3,000円。

11款災害復旧費の支出はございませぬ。

12款公債費4億4,216万7,558円。

13款諸支出金20万6,525円。

14款予備費の支出はございませぬ。

11ページをお開きください。

歳出合計、支出済額 3 億 4, 822 万 2, 082 円、翌年度繰越額 1 億 2, 553 万 3, 000 円。

続きまして、特別会計へ移りますので、別冊の特別会計決算書をお手元におとりください。2 枚おめくりください。緑色の表紙となっております。こちらでも一般会計と同様に読み上げさせていただきます。

それでは、平成 29 年度甲良町国民健康保険特別会計決算書。

歳入歳出予算額 1 億 6, 124 万 4, 000 円。歳入決算額 1 億 3, 922 万 3, 923 円、歳出決算額 1 億 7, 672 万 1, 989 円、歳入歳出差引残額 6, 250 万 1, 934 円、うち翌年度繰越財源ゼロ円、実質収支 6, 250 万 1, 934 円。

1 ページをお開きください。

歳入、1 款国民健康保険税、収入済額 1 億 6, 970 万 292 円、不納欠損額 681 万 9, 486 円、収入未済額 4, 331 万 1, 705 円。

2 款使用料及び手数料 7 万 3, 800 円。

3 款国庫支出金 2 億 6, 450 万 5, 355 円。

4 款療養給付費交付金 1, 585 万 6, 775 円。

5 款県支出金 7, 480 万 9, 956 円。

6 款共同事業交付金 2 億 4, 687 万 6, 721 円。

7 款財産収入 14 円。

8 款繰入金 9, 854 万 4, 232 円。

9 款繰越金 3, 452 万 853 円。

10 款諸収入 208 万 7, 709 円。

3 ページをお開きください。

11 款前期高齢者交付金 2 億 3, 225 万 5, 146 円。

歳入合計、収入済額 1 億 3, 922 万 3, 923 円、不納欠損額 681 万 9, 486 円、収入未済額 4, 331 万 1, 705 円。

続きまして、5 ページをお開きください。

歳出、1 款総務費、支出済額 3, 073 万 5, 541 円。

2 款保険給付費 6 億 3, 584 万 6, 136 円。

3 款老人保健拠出金 2, 291 万円。

4 款介護保険納付金 4, 363 万 6, 500 円。

5 款共同事業拠出金 2 億 3, 065 万 5, 995 円。

6 款保健事業費 1, 929 万 4, 938 円。

7 款基金積立金 14 円。

8 款諸支出金 160 万 9, 249 円。

9 款公債費 615 万 9, 845 円。

7 ページをお開きください。

10 款後期高齢者支援金等 1 億 8 3 7 万 7, 6 0 6 円。

11 款前期高齢者納付金等 4 0 万 3, 8 7 4 円。

12 款予備費の支出はございません。

歳出合計、支出済額 1 0 億 7, 6 7 2 万 1, 9 8 9 円。

続きまして、国保、35 ページの隣の水色の表紙をお開きください。

平成 29 年度甲良町下水道事業特別会計決算書。

歳入歳出予算額 4 億 8, 0 6 5 万 9, 0 0 0 円。歳入決算額 4 億 6, 6 4 0 万 3, 5 1 9 円、歳出決算額 4 億 6, 6 0 8 万 9, 2 9 9 円。歳入歳出差引残額 3 1 万 4, 2 2 0 円、うち翌年度繰越財源ゼロ円、実質収支 3 1 万 4, 2 2 0 円。

1 ページをお開きください。

歳入。

1 款分担金および負担金、収入済額 2 0 6 万 6, 0 0 0 円、収入未済額 1 3 万 4, 0 0 0 円。

2 款使用料及び手数料 9, 1 3 9 万 1, 5 7 0 円、不納欠損額 1 6 万 5, 5 7 0 円、7 9 6 万 2, 9 8 0 円。

3 款国庫支出金 9 0 0 万円。

4 款財産収入 2 万 7, 7 4 0 円。

5 款繰入金 2 億 1, 1 7 6 万 3, 0 0 0 円。

6 款繰越金 1 0 1 万 5 0 9 円。

7 款諸収入 3 4 万 4, 7 0 0 円。

8 款町債 1 億 5, 0 8 0 万円。

歳入合計、収入済額 4 億 6, 6 4 0 万 3, 5 1 9 円、不納欠損額 1 6 万 5, 5 7 0 万、収入未済額 8 0 9 万 6, 9 8 0 円。

3 ページをお開きください。

歳出。

1 款総務費、支出済額 4, 2 7 9 万 7, 2 8 8 円。

2 款下水道事業費 7, 5 0 9 万 3, 1 9 4 円。

3 款公債費 3 億 4, 8 1 9 万 8, 8 1 7 円。

4 款予備費の支出はございません。

歳出合計、支出済額 4 億 6, 6 0 8 万 9, 2 9 9 円。

続きまして、下水、18 ページの次のオレンジ色の表紙をご覧ください。

平成 29 年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計決算書。

歳入歳出予算額 1, 9 5 6 万 1, 0 0 0 円、歳入決算額 1, 3 6 1 万 8, 9 4 1 円、歳出決算額 1, 3 6 1 万 8, 6 8 9 円、歳入歳出差引残額 2 5 2

円、うち翌年度繰越財源ゼロ円、実質収支 2 5 2 円。

1 ページをお開きください。

歳入。

1 款県支出金、収入済額 5 6 万 1, 0 0 0 円。

2 款繰入金 7 5 3 万 7, 1 0 0 円。

3 款繰越金 2 5 2 円。

4 款諸収入 5 5 2 万 5 8 9 円、収入未済額 1 億 4, 9 7 5 万 5 7 0 円。

歳入合計、収入済額 1, 3 6 1 万 8, 9 4 1 円、収入未済額 1 億 4, 9 7 5 万 5 7 0 円。

3 ページをお開きください。

1 款総務費、支出済額 8 0 9 万 8, 1 0 0 円。

2 款公債費 1 0 0 万 2, 6 9 4 円。

3 款諸支出金 5 5 1 万 7, 8 9 5 円。

4 款予備費の支出はございません。

歳出合計、支出済額 1, 3 6 1 万 8, 6 8 9 円。

続きまして、住宅資金、1 2 ページの次の緑色の表紙をご覧ください。

平成 2 9 年度甲良町土地取得造成事業特別会計決算書。

歳入歳出予算額 6 0 0 万 2, 0 0 0 円、歳入決算額 3 万 8, 3 3 1 円、歳出決算額 3 万 7, 4 3 4 円、歳入歳出差引残額 8 9 7 円、うち翌年度繰越財源ゼロ円、実質収支 8 9 7 円。

1 ページをお開きください。

歳入。

1 款財産収入、収入済額 3 万 7, 4 3 4 円。

2 款繰越金 8 9 7 円。

3 款諸収入はございません。

歳入合計、収入済額 3 万 8, 3 3 1 円。

3 ページをお開きください。

歳出。

1 款公共事業用地取得事業費の支出はございません。

2 款諸支出金 3 万 7, 4 3 4 円。

3 款予備費の支出はございません。

歳入合計、支出済額 3 万 7, 4 3 4 円。

続きまして、土地取得、1 0 ページの次の紫色の表紙をご覧ください。

平成 2 9 年度甲良町墓地公園事業特別会計決算書。

歳入歳出予算額 2 4 9 万 8, 0 0 0 円、歳入決算額 1 1 1 万 9 8 4 円、歳出決算額 1 1 1 万 6 3 7 円、歳入歳出差引残額 3 4 7 円、うち翌年度繰越財

源ゼロ円、実質収支 3 4 7 円。

1 ページをお開きください。

歳入。

1 款繰越金、収入済額 7 9 3 円。

2 款使用料及び手数料 5 3 万円。

3 款諸収入 5, 0 0 0 円。

4 款財産収入 1 9 1 円。

5 款繰入金 5 7 万 5, 0 0 0 円。

歳入合計、収入済額 1 1 1 万 9 8 4 円。

3 ページをお開きください。

歳出。

1 款墓地公園管理費、支出済額 3 4 万 8, 2 3 7 円。

2 款諸支出金 7 6 万 2, 4 0 0 円。

3 款予備費の支出はございません。

歳出合計、支出済額 1 1 1 万 6 3 7 円。

続きまして、墓地公園、10 ページの次のサーモンピンクの表紙をご覧ください。

平成 2 9 年度甲良町介護保険事業特別会計決算書。

歳入歳出予算額 8 億 3, 9 9 8 万 4, 0 0 0 円、歳入決算額 8 億 3, 5 2 5 万 9 3 9 円、歳出決算額 8 億 1, 5 1 0 万 4, 9 7 9 円、歳入歳出差引残額 2, 0 1 4 万 5, 9 6 0 円、うち翌年度繰越財源ゼロ円、実質収支 2, 0 1 4 万 5, 9 6 0 円。

1 ページをお開きください。

歳入。

1 款保険料、収入済額 1 億 5, 3 4 1 万 6, 8 0 0 円、不納欠損額 1 2 5 万 1, 4 6 5 円、収入未済額 2 4 0 万 7, 0 9 0 円。

2 款使用料及び手数料 1 万 4, 6 0 0 円。

3 款国庫支出金 2 億 2 1 2 万 4, 9 0 7 円。

4 款支払基金交付金 2 億 2, 1 1 2 万 7, 8 5 6 円。

5 款県支出金 1 億 2, 1 1 4 万 2, 5 3 2 円。

6 款財産収入 6 8 3 円。

7 款繰入金 1 億 2, 7 1 6 万 1, 4 3 7 円。

8 款繰越金 1, 0 2 5 万 5, 6 2 4 円。

9 款諸収入 6, 5 0 0 円。

3 ページをお開きください。

歳入合計、収入済額 8 億 3, 5 2 5 万 9 3 9 円、不納欠損額 1 2 5 万 1,

465円、収入未済額240万7,090円。

5ページをお開きください。

歳出。

1款総務費、支出済額3,490万4,015円。

2款保険給付費7億5,794万9,295円。

3款地域支援事業費1,838万948円。

4款基金積立金および5款公債費の支出はございません。

6款諸支出金387万721円。

7ページをお開きください。

7款予備費の支出はございません。

歳出合計、支出済額8億1,510万4,979円。

続きまして、介護保険、35ページの隣の黄色の表紙をご覧ください。

平成29年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計決算書。

歳入歳出予算額7,369万4,000円、歳入決算額7,050万3,403円、歳出決算額7,035万6,312円、歳入歳出差引残額14万7,091円、うち翌年度繰越財源ゼロ円、実質収支14万7,091円。

1ページをお開きください。

歳入。

1款後期高齢者医療保険料、収入済額4,263万5,742円、収入未済額14万2,191円の減。

2款使用料及び手数料900円。

3款繰入金2,770万4,459円。

4款繰越金3万9,884円。

5款諸収入12万2,418円。

歳入合計、収入済額7,050万3,403円、収入未済額14万2,191円減。

3ページをお開きください。

歳出。

1款総務費、支出済額448万9,379円。

2款後期高齢者医療広域連合納付金6,574万4,515円。

3款諸支出金12万2,418円。

4款予備費の支出はございません。

歳出合計、支出済額7,035万6,312円。

これで、私からの説明を終わらせていただきます。

○丸山議長 建設水道課長。

○中村建設水道課長 認定第9号 平成29年度甲良町水道事業会計歳入歳出

決算ならびに事業報告の認定についてをご説明させていただきたいと思
います。お手元の資料、ピンク色の表紙でございます。

1 ページをお願いいたします。

収益的収入および支出でございます。収入および支出につきましては、決
算額でご説明をさせていただきたいと思います。

収入、第1款水道事業収益1億9,941万9,552円。

支出、第1款水道事業費1億6,650万6,077円でございます。

続きまして、3 ページをお願いいたします。

資本的収入および支出でございます。

収入、第1款資本的収入はございません。

支出、第1款資本的支出7,776万5,323円でございます。

資本的収入額が資本的支出額に不足する7,776万5,323円は、過
年度損益勘定留保資金5,975万8,612円、当年度損益勘定留保資金
1,741万4,711円および当年度分消費税および地方消費税資本的収
支調整額59万2,000円で補填をしたものでございます。

続きまして、6 ページをお願いいたします。

損益の計算書でございます。下から8行目でございます。経常利益でござ
います。3,231万3,985円。下から3行目、当年度純利益は同額で
ございます。前年度繰越利益剰余金につきましては7,324万8,028
円。一番下段、当年度末処分利益剰余金1億556万2,013円ござい
ます。

続きまして、9 ページをお願いいたします。

貸借対照表でございます。

まず9 ページ、資産の部でございます。下から8行目、固定資産の合計2
1億6,575万8,742円。下から2行目、流動資産合計3億7,53
3万6,811円。資産の合計でございます。25億4,109万5,55
3円でございます。

10 ページをお願いいたします。

続きまして、負債の部でございます。上から3行目、固定負債の合計7億
495万1,088円。

続きまして、流動負債の合計8,458万5,844円、繰延収益の合計
8億6,692万8,801円。負債の合計16億5,646万5,733
円でございます。

続きまして、資本の部でございます。下から3行目、剰余金の合計6億4,
550万7,420円。下から2行目、資本の合計8億8,462万9,8
20円。負債資本合計は、資産合計と同額ということでございます。よろし

くお願いいたします。

続きまして、11ページをお願いいたします。

続きまして、事業の報告でございます。中ほど議会の議決事項につきましては、1件の認定と1議案を提出させていただいたところでございます。

続きまして、13ページをお願いいたします。

業務の関係でございます。一番下、年間の有収率につきましては85.06%ということでございました。

続きまして、15ページをお願いいたします。

事業収益に関する事項でございます。中ほど、供給単価でございます。1立米当たり166.8円でございます。

続きまして、事業費用に関する事項でございますが、一番下から2行目、給水単価、1立米当たり137.6円、収益的収支の比率120.7%でございます。

続きまして、17ページをお願いいたします。

企業債および一時借入金でございます。前年度末の残高、企業債8億4,304万7,934円。本年度償還額6,977万3,323円。本年度の残高7億7,327万4,611円でございます。一時借入金についてはございません。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○丸山議長 質疑に先立ちまして、監査委員の岡田議員から、平成29年度甲良町各会計歳入歳出決算審査の報告を求めます。

岡田議員。

○岡田監査委員 平成29年度甲良町会計歳入歳出決算審査意見書について、朗読をもって報告とします。

地方自治法の規定により、平成29年度甲良町一般会計および特別会計、企業会計歳入歳出決算ならびに関係帳簿、証拠書類を審査した結果、その意見は下記のとおりである。

2、一般会計。

歳入決算額は39億9,534万6,000円、歳出決算額は38億4,822万2,000円、差し引き1億4,712万4,000円となり、平成30年度へ繰り越した事業に要する財源2,881万8,000円を差し引くと、実質残額は1億1,830万6,000円の黒字で翌年度へ繰り越した。

1、歳入。

歳入決算額は39億9,534万6,000円で、前年度と比べて1,884万3,000円の減となっているが、主には地方交付税、国庫支出金、

寄附金の減および町税繰入金、地方債の増などによるものである。

歳入決算における自主財源構成比は35.6%と、前年度に比べて0.5ポイント高くなった。今後は、さらに税や使用料を確実に徴収するとともに、納付催促や納付意識の向上に努め、収入確保に最大限の努力をされたい。

滞納額の主な状況を見ると、1、町税は、不納欠損処分450万8,000円をした結果、5,253万円で326万7,000円の増。2、保育園保育料等は、不納欠損処分20万5,000円をした結果、411万4,000円で57万8,000円の減。4、住宅使用料は2,258万3,000円で24万6,000円の増。6、学校給食費は242万円で32万4,000円の増。平成29年度滞納額の合計額は8,401万6,000円となり、前年度と比べて301万8,000円増加している。不納欠損額も471万3,000円あり、依然として滞納額が大きな状況となっている。また、地方税法に基づいた不納欠損処理が行われているが、料金などの徴収金についても、申請が入らないよう町全体としての判断基準を規定化し、統一されたい。なお、学校給食費や保育料、住宅使用料、児童クラブ利用料等は、利用者負担が原則であり、社会状況の変化等もあるが、公平性を確保するため、未納者を出さないよう積極的かつ小まめな徴収事務により、一層徴収努力をされたい。

2、歳出。

歳出決算額は38億4,822万2,000円で、前年度と比べて1,014万円の減となっているが、主には総務費、民生費の減、農林水産業費、土木費、消防費の増などによるものである。普通会計ベースによる公債費比率は10.1%と前年度より1.0ポイント高く、地方債許可制限比率は5.3%と前年度より0.2ポイント、地方債現在高比率は111.6%と、前年度より7.4ポイントといずれも低くなった。財政構造の弾力性を示す経常収支比率は94.9%で、地方交付税等の減により、前年度と比べて0.1ポイント悪化している。経常収支比率は、通常75%以内が妥当であり、町の財政は依然として弾力性に乏しく、硬直化しており、危機的状況にあると言わざるを得ない。今後は、歳入に見合った歳出を原則に、限られた財源の重点的・効率的な配分や、さらなる人件費の削減、不要不急の事業見直し等により、歳出削減に職員が一丸となって取り組まされたい。

1、国民健康保険特別会計。

本会計決算額は、歳入が11億3,922万4,000円、歳出が10億7,672万2,000円で、差し引き6,250万2,000円の残額は翌年度へ繰り越した。滞納額は、不納欠損額の681万9,000円を除くと4,334万6,000円となり、前年度より262万2,000円減少

している。現年度の収納率は95.0%と前年度より0.5ポイント下回っており、不納欠損額も増加している。さらに基金の残高は14万2,000円しかなく、平成26年度には県からの広域化等支払基金貸付金3,000万円を借り受け、平成28年度から32年度までの5年間にわたり、毎年600万円の返済が必要なことから、本会計は危機的状況であると言わざるを得ない。今後は、納期内納税者に不公平とならないよう的確な賦課徴収を行い、給付担当課の住民課についても、適正な資格管理や給付事務の適正化に努め、納付勧奨のサポートをしつつ、収納率の向上に連携を図りながら取り組まれない。

下水道事業特別会計。

本会計決算額は、歳入が4億6,640万4,000円、歳出が4億6,608万9,000円で、差し引き31万4,000円の残額は翌年度へ繰り越した。上下水道使用料と受益者分担金の滞納額は809万7,000円と前年度に比べて17万6,000円減少しているが、まだまだ滞納額が多い状況であり、今後は、分納誓約による時効の中断対策をとるなど、確実な事務処理を遂行されたい。また、滞納者に対しては、催促や催告を定期的かつ確実に行い、特に悪質な滞納者には法的措置をとるなど、実効ある滞納整理に取り組み、収納率の向上に努力されたい。

住宅新築資金等貸付事業特別会計。

本会計決算額は、歳入が1,361万9,000円、歳出が1,361万9,000円で、差し引き252円の残額は翌年度へ繰り越した。滞納額は1億4,975万1,000円と、前年度に比べて350万1,000円減少しているが、現年度の収納率は23.7%と前年度より27.4ポイント下回っている。悪質な滞納者には、顧問弁護士等と相談の上、差し押さえや競売に向けた法的措置をとるなど、強固な姿勢で収納率の向上に努力されたい。

続いて、土地取得造成事業特別会計。

本会計決算額は、歳入が3万8,000円、歳出が3万7,000円で、差し引き897円の残額は翌年度へ繰り越した。今後は、地籍調査業務と連携し、早急に売却処分できるよう用地整備等の現状把握に努め、公募や隣地の払い下げ等を実施されたい。

墓地公園事業特別会計。

本会計決算額は、歳入が111万1,000円、歳出が111万1,000円で、差し引き347円の残額は翌年度へ繰り越した。176区画が残っていることから、今後も早期に処分できるよう町内外を問わず、事業者を含め広くPRして販売促進に努められたい。墓地公園管理基金が減少している

ことから、平成32年度管理料の増額改正に向け、所有者等の理解が得られるよう連絡調整を行われたい。

続いて、介護保険特別会計。

本会計決算額は、歳入が8億3,525万1,000円、歳出が8億1,510万5,000円で、差し引き2,014万6,000円の残額は翌年度へ繰り越した。滞納額は282万円と前年度に比べて29万3,000円減少しているが、これは、不納欠損処理をしたことも起因している。また、現年度普通徴収の収納率は85.8%と、前年度より1.7ポイント減少しており、毎月の収納等チェック体制を強化し、複数回の催告書発送や分納誓約書を徴し、時効の中断対策を確立するほか、滞納の場合の給付制限についての注意喚起の文書発行等により、収納効率向上に努められたい。また、預貯金調査を行うなど実態把握に努め、今後は滞納者に対して差し押さえ等を含めた法的措置をとるなど、強硬な姿勢で臨まれたい。

続いて、後期高齢者医療事業特別会計。

本会計決算額は、歳入が7,050万3,000円、歳出が7,035万6,000円で、差し引き14万7,000円の残額は翌年度へ繰り越した。今後も、納付義務の十分な理解を得られるよう初期段階での対応に努め、新規未納者の未然防止に努められたい。

水道事業会計。

本会計決算の損益計算書において、収入の営業収益は1億4,454万円、営業外収益は4,360万2,000円、支出の営業費用は1億3,842万円、営業外費用は1,740万9,000円、当年度純利益は3,231万4,000円となり、前年度繰越利益剰余金7,324万8,000円と合わせると、当年度未処分利益剰余金は1億560万2,000円となった。滞納額は、不納欠損額の8万1,000円を除いても3,660万5,000円となり、前年度より13万5,000円減少しているが、特に悪質な滞納者へは、給水停止処分をするなど毅然とした対応を行うこと。また、不納欠損処分は安易に行うことなく、分納誓約による時効の中断対策をとるなど、確実な事務処理を遂行され、収納率向上に努力されたい。

次に、基金の残高について。

平成29年度末14億3,882万2,069円で、前年度より1,904万774円減少している。

地方債の残高について。

平成29年度末73億7,009万9,000円で、前年度より3億8,634万6,000円減少している。

結論。

平成29年度甲良町一般会計および特別会計、企業会計の歳入歳出決算について審査した結果、決算の計数は正確であり、予算の執行および財産の管理については、おおむね適正に処理されていると認められた。また、各基金の運用状況を示す書類の計数については、関係諸帳簿および証拠書類と符合しており、誤りのないものと認められた。

財政状況は、町税は法人町民税の増加により、3年ぶりに増収に転じ、さらに事務事業の見直しや経費の削減に努められたが、多くは依存財源に頼っている現状である。中でも一般会計および特別会計、企業会計を合わせた地方債の現在高は、総額73億7,009万9,000円で、依然として大きな借金を抱えている。特に適切な職員の配置や効率的な組織の運営など、行財政運営のスリム化に向け努力し、義務的経費等の抑制に努められたい。

町税や使用料、保険料、貸付金等は、町財政における貴重な財源であり、財源の確保は喫緊の課題である。公平公正な徴収の認識のもと、実効ある収納徴収業務をさらに進められたい。具体的には、適時適切な納付催促や意識づけを繰り返し行うなど、滞納の未然防止に努められたい。特に悪質な滞納者には、滞納処分の実行や給水停止等を行うなど、町の強い姿勢を示し、必要な措置をとられたい。さらに、住宅新築資金や住宅使用料等の長期悪質滞納者に対しては、県や顧問弁護士等と相談の上、差し押さえや競売など、一歩踏み込んだ措置をとられたい。さらには、税の公平性の観点から、町税および町納付金に滞納がある場合には、一般施策等の補助事業にペナルティーを課すことをさらに実行されたい。

最後に、公金横領事件による第三者委員会の提言を真摯に受けとめ、厳正に対応すべく、さらなる組織的なチェック体制の確立や、条例等に基づく適正な事務執行に努め、コンプライアンスと内部管制を徹底し、職員一人一人が公務員としての自覚と使命感を再認識し、町民の不安等の解消と信頼回復に向け、日々職務に専念されることを切望して、平成29年度決算審査の意見の結びとする。

以上です。

○丸山議長 決算審査の報告が終わりました。

ただいま議題となっています認定第1号から認定第9号までの9議案について質疑はありませんか。

9番 西川議員。

○西川議員 国や県で今問題になっています障害者雇用について、甲良町の場合は法令に違反していないのか、今、それは何人ぐらいおられて、総額何ぼで、いわゆるごまかしの採用はしていないかということをお聞かせください。

○丸山議長 総務課参事。

○橋本総務課参事 西川議員のご質問にお答えをさせていただきます。

障害者雇用の甲良町の率でございますが、現在3.67%でございますが、これにつきましては、身体障害者手帳の確認などをいたしておりまして、現在お二人の方が身障手帳を持っておられるというような状況でございます。ですので、雇用率の方は上回っているということを報告させていただきます。

○丸山議長 ほかにありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 町長にお尋ねします。

議運でも発言をさせていただきましたが、我が町の歴代の町長も同和対策事業が最重要課題ということで取り組んでこられました。その総括、検証、光の部分もあれば陰の部分もある。そしてその陰の部分を克服し、前進していく。今現在甲良町が直面している問題については、人口減少問題は、人口の激減についてはなかなか緩和されていません。そのことも併せて、この同和対策事業が正当に取り組まれて、町民同士がよかったねというように喜び合える状況だったのかという点では、簡易な文書でも予算決算の常任委員会に論議の素材として提出するように発言をしてみました。

今現在、提出されていませんが、そのことについてまとめて提出されるお気持ち、予定があるかどうか、お尋ねします。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 甲良町の最重要施策として同和対策、ハード・ソフト両面にわたって長年、法体系の中で事業推進をしてみました。結果、法失効はしましたが、地域の課題としては依然残っておりますし、それから法が失効したからといって課題に直面をして解決に向けて取り組むということは、行政の使命だというふうに思っています。

まだまだ総括、課題は多い中ではありますが、今後の課題を含めて取り組むべき方向については、簡単になるかと思いますが、書面を常任委員会に提出をしたいというふうに思っています。

○丸山議長 11番 西澤議員。

○西澤議員 ぜひ今から10日の予算決算常任委員会に間に合わすという点になりますと、簡便なものになるというのは理解できます。本来は議会の中で、以前は同和対策特別委員会がありまして、その問題を審議する、そして町の方を議会と行政がタイアップしながら方向性を出していくということで特別委員会が設置されてきましたが、それが法の失効とともになくなりました。できれば、議会と行政が共有した、認識を共有するということが大事でありまして、そういう問題、つまり私ずっとこの決算審査の監査委員の審査の中

にも、その負の部分がずっと出てきています。

例えば、この差し押さえ、競売の提言が監査委員からされるんですけども、10年来そのことは執行されないまま来ています。それから、12ページの中に水道のところで指摘がありますが、不正取水の防止策に最善を尽くされたい。こういう意見書が出るということは、不正取水の疑惑ありということで、監査委員が認定をしながら、こういう善後策をとるようにと言うて指定をされてきたというように思います。

このことが同和対策事業と直接結びついているわけではありませんが、以前、議長の不正取水が発覚する中で裁判があり、その中では特定の地域で多く不正取水が蔓延しているという状況がありました。そういう点でも、同和対策事業を悪い方に利用して、こういう事業の執行に足を引っ張るという状況がありました。ですから、そういう点でもそのことをきちっと総括をしながら次に進む。節目が私はないというふうに思っていますので、そういう検証と総括、同和対策事業が最重点課題だと言われながら、その締めくくりが一向にされていないように思います。総合計画、この中には触れています。けども、同和対策事業の中身について、本当に次に活かしていくためにやられたわけですから、その次に活かしていくために、どうだったのかという点では検証が不十分だと思いますので、ぜひその点、町長の書面で示してもらおう。

さらに突っ込んで、庁舎内で検証の委員会をつくっていただいて、場合によっては学識経験者、それから人権擁護委員の選任もされています。その方々との合同の会議も開き、そして2つの委員会、議会にあります。その委員の適切な方を選んでいただいて、合同の意見交換会をしながらまとめていくというのが大事だと思いますので、ぜひその方向も検討していただきたいように思います。見解をお願いします。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 西澤議員申されたとおりであります。これから書面の整理をしますので、簡単な書面になるかもしれませんが、精いっぱいまとめてみたいというふうに思っています。予算委員会までに作成をしてご提示ができる準備をしたいというふうに思います。

○丸山議長 ほかにありませんか。

9番 西川議員。

○西川議員 不納欠損は前々からずっと言っていて、回収を努力されているということはお聞きしていますけど、今回もこの監査報告でも不納欠損に対する対策がまだし足りないということだと思えるんです、未熟だということだと思えるので、この決算常任委員会に必ず各課目、項目とも不納欠損のその年に

対する処理で催告書を出したとか件数が何件ある、そういうことを報告していただきたいと思いますが、よろしく願います。成果がどうであったかということまで。

○丸山議長 会計管理者。

○宮川会計管理者 今言われましたように、各項目についての処理の報告と成果について、また委員会の方に資料として、各課の担当課の方から説明できるような資料を手持ち資料として、こちらで準備させていただくということでもよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○丸山議長 ほかにありませんか。

4番 山田裕康議員。

○山田裕康議員 今回も監査委員の方からありまして、滞納額ということで、きのう資料の方を出してはいただいているんですけど、その中を見ていると、生活困窮者というのがほとんど書かれています。教育委員会においては全部生活困窮者と書いてありました。その課によって生活困窮者とはどういうあれで決めているのかというの、はっきりとわかりませんし、どういった場面が生活困窮者になって、一生懸命税金を払っている人も、もし同じ、収入が同じでも一生懸命払っている人と、一緒の金額でも生活困窮者というだけで済ませているのか、そういうところがはっきりとしていないということが、前から私も言ってきましたので、生活困窮者と書かれておる理由、その課によってどういうふうに区別しているのか、それでまたどういったかげんでなっているのかというのを、しっかりと出してもらうようにお願いします。

○丸山議長 会計管理者。

○宮川会計管理者 また委員会の方で報告させていただきます。

○丸山議長 4番 山田裕康議員。

○山田裕康議員 委員会の方ですということなんですけど、課ごとの統一とか全部されているんですか、徴収会議によって。

○丸山議長 会計管理者。

○宮川会計管理者 現在、提出させていただきました資料の中で、また定義というものを決めてはおりません。

○丸山議長 4番 山田裕康議員。

○山田裕康議員 定義を決めていないのに、どうして生活困窮者という課ごとに出てくるのかというのは不思議ではないんです。定義を決めへんの、何で生活困窮者を書いていて済ませているのかというのはおかしいと思いますので、生活困窮者という書き方をやめていただくかどうかしないと、は

っきり言ってどうして納めらへんのかという理由がないのに、ただ生活困窮者で終わらせてたらあかんで、これは定義もないのに、何でそうなっているのかいうのをしっかりと報告を願います。

○丸山議長 会計管理者。

○宮川会計管理者 今のお言葉に対して、また委員会の方でお答えさせていただきます。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております認定第1号から認定第9号までの9議案については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配布している議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○丸山議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

次に、日程第14 議案第53号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第53号 甲良町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成30年9月6日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課参事。

○橋本総務課参事 それでは、議案第53号につきましてご説明を申し上げます。

この条例の31条につきましては、職員の給与から控除することができるものをうたっております。今回、職員の給食費に相当する金額を加えるものでございます。

改正の理由といたしまして、現在職員の給食費に関しましては現金で取り扱っております。平成30年4月1日から運用しております公金取扱マニュアルに沿いまして、現金を取り扱わないことにするため、給与天引きとすることの改正でございます。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上、よろしくお願いいたします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第53号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第53号は可決されました。

次に、日程第15 議案第54号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第54号 甲良町税条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成30年9月6日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

税務課長。

○福原税務課長 それでは、議案第54号 甲良町税条例の一部を改正する条例について説明いたします。

改め文の1ページをご覧ください。

まず、第24条と第36条の2につきましては、個人町民税に関する定義変更等でございます。これにつきましては、平成31年1月1日に適用をするというものでございます。

次に、第92条から4ページの第98条につきましては、町たばこ税に関して改正するものでございます。主に加熱式たばこの課税方式の見直しおよび税率改正や文言修正等で、特に第95条では、現行5,262円の税率を5,692円に引き上げる改正で、適用年月日は、平成30年10月1日でございます。

4ページをご覧ください。

4 ページからの附則第 10 条の 2 については、固定資産税関係でございます。わがまち特例の見直しに伴い、甲良町で定める特例の割合を見直すというものでございます。甲良町の特例につきましては、国が定める基準に準じております。

この改正の適用につきましては、平成 31 年 4 月 1 日でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第 54 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第 54 号は可決されました。

次に、日程第 16 議案第 55 号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第 55 号 平成 30 年度甲良町一般会計補正予算 (第 2 号)。

上記の議案を提出する。

平成 30 年 9 月 6 日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○中川総務課長 議案第 55 号 平成 30 年度甲良町一般会計補正予算 (第 2 号) を説明させていただきます。補正予算書をお願いします。裏面をお願いします。

平成 30 年度甲良町一般会計補正予算 (第 2 号) であります。

歳入歳出の予算であります。歳入歳出のそれぞれ予算にそれぞれ 1 億 1,059 万 7,000 円を加算し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 2,308 万 7,000 円にするものであります。

1 ページの第 1 表をお願いいたします。

収入の部であります。

1 2 款使用料及び手数料、補正額 3 4 万 2, 0 0 0 円。

1 3 款国庫支出金、補正額 6 7 2 万 3, 0 0 0 円。

1 4 款県支出金 8 5 万 4, 0 0 0 円。

1 5 款財産収入 2 2 7 万 5, 0 0 0 円。

1 7 款繰入金 1, 5 2 3 万 9, 0 0 0 円。

1 8 款繰越金 7, 5 1 8 万 5, 0 0 0 円。

1 9 款諸収入 9 9 7 万 9, 0 0 0 円。

歳入合計が 1 億 1, 0 5 9 万 7, 0 0 0 円であります。

次の 2 ページをお願いいたします。

歳出であります。

1 款議会費、補正額 9 万円の減。

2 款総務費 8, 9 1 7 万 8, 0 0 0 円。

3 款民生費 2, 1 5 9 万 4, 0 0 0 円の減。

4 款衛生費 4 1 0 万 5, 0 0 0 円。

6 款農林水産業費 2 8 万 3, 0 0 0 円。

7 款商工費 2 9 4 万 6, 0 0 0 円の減。

8 款土木費 1 1 0 万 8, 0 0 0 円。

9 款消防費 3 0 万円。

1 0 款教育費 4, 0 2 5 万 3, 0 0 0 円。

歳出合計が歳入合計と同額であります。

以上であります。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

1 1 番 西澤議員。

○西澤議員 1 点目は、これから冬に向かいます。暑い夏も猛暑日がずっと続きました。それで 9 月の補正予算ですので、冬に向かう冬季の暖房費補助、これを町としては考えていないのか、ぜひ考える必要があるというふうに思いますが、今回の補正予算の中には計上されていません。どういう対応をとられるのか、お尋ねします。それが 1 点目です。

2 つ目は、1 1 ページの町の PR パンフレットデザイン作成委託などとも関連をして、移住定住促進のパンフレットをつくるんだということで、全協で説明がありました。そこで、どういう対象でつくるのか、そして誰と相談をしながらつくるのか、そして議会のかかわりがいいのか、つまり議員に論議を求めて、そしていいものをつくるという方向で考えていないのかという点で説明をお願いしたいと思います。

その下の実態調査委託ですが、集落を対象とした調査をするんだというわけですけれども、その目的、そして全住民を対象にするのか、それとも役員さんだけを対象にするのか、その集落といいますけども、どういう対象でその調査をしようとしているのか、説明をお願いします。

○丸山議長 企画監理課長。

○村岸企画監理課長 まず、実態調査についてお答えをさせていただきます。

集落の方に実態調査にお伺いさせていただくのは、東京農工大学の先生にお願いするものでございまして、対象といたしましては、集落内における集落の基礎的なデータということで、集落でお持ちの観光データまたは人口データ、そのあたりも全て含めた形で基礎的なデータを、まず1点、実態調査として入っていただくということで、そちらの方の対象につきましても、どのようにやっていくのかということにつきましましては、大学の方と協議をさせていただいている中でございますので、集落ごとでケースは変わる場合もあるということで、全員をやっていただくという場合もありますし、役員さんで対応なされるという集落もあるということは想定しておるところでございます。

また、町のPRのパンフレットデザインということで、そちらの方につきましましては、今現在内部会議をしております。そういった中で、推進会議、さまざまな役員さん、外部の方も入っていただいておりますので、そちらの方で検討を進めてまいりたいと思っておりますのでございます。

以上です。

○丸山議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 冬季の暖房費の補助金については、現在のところ考えておりません。

○丸山議長 11番 西澤議員。

○西澤議員 ぜひ予算としては膨大にならないんです。500万、600万を超えないというように思います。そういう点では、少額ですけども、例えば5,000円の補助というようになりますと、65歳以上全てということではなくて、非課税世帯ないしは、その合理的な基準があると思いますが、以前、山崎町長のときに実施をされました。大変好評でした。金額は1カ月もつような暖房費補助ではないんですけども、町が私たちの暮らしのことを考えてくれているというメッセージになるんですよ。

そういう点では、各地でやっていること。それから例えばにしますけども、多賀町でランリュックの補助が出ました。これは非常に喜ばれたそうです。一人一人の予算としては非常に少額ですけども、子どものことを町が考えてくれているというメッセージが伝わって、私どもの町にも、それぞれいろん

な意見を聞くことができました。そういう点では、そんなことをぜひ考えていただきたいというように思います。

それから、移住定住を促進するパンフレットの件ですけれども、議会の関与が全くないのかどうか聞いたんですけれども、説明がありません。再度議会ともコンタクトをとる、ないしは協議をするという場も設けていただいて、意見交換の場をつくるという方向で、ぜひ考えていただきたいと思いますが、いかがですか。

○丸山議長 企画監理課長。

○村岸企画監理課長 失礼しました。回答ができておりませんでした。

推進委員会、そのあたりで協議をさせていただいた後、また議会の方にも報告をさせていただいて、ご報告はさせていただきたいと思います。その場で協議の方をお願いしたいと思っております。

以上です。

○丸山議長 11番 西澤議員。

○西澤議員 報告が気になるんですよね。つまり、でき上がったものを報告するというだけと違って、つくり上げるために議会と協議をするという立場で臨んでいただきたいというように思います。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第17 議案第56号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第56号 平成30年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)。

上記の議案を提出する。

平成30年9月6日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

住民課長。

○小林住民課長 議案第56号 平成30年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

補正予算書表紙裏面をお願いいたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,973万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億2,271万9,000円とするものでございます。

次のページ、第1表歳入歳出予算補正書をお願いいたします。

歳入の部。

6款繰入金、補正額578万1,000円。

7款繰越金6,250万円。

8款諸収入145万8,000円。

歳入合計、補正額6,973万9,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。

歳出の部。

1款総務費、補正額240万1,000円。

7款基金積立金800万円。

9款諸支出金2,157万6,000円。

10款予備費3,776万2,000円。

歳出合計は歳入合計と同額でございます。よろしくをお願いいたします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第18 議案第57号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第57号 平成30年度甲良町介護保険特別会計補正予算(第1号)。

上記の議案を提出する。

平成30年9月6日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 議案第57号 平成30年度甲良町介護保険特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。補正予算書裏面をご覧ください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,976万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億6,631万2,000円とするものでございます。

次のページ、第1表歳入歳出予算補正をお願いいたします。

歳入。

7款繰入金、補正額1,061万7,000円。

8款繰越金1,914万5,000円。

補正額合計 2, 976万2, 000円。

次のページをお願いいたします。

歳出。

1 款総務費、補正額 1, 061万7, 000円。

6 款諸支出金 1, 112万2, 000円。

7 款予備費 802万3, 000円。

歳出合計は歳入合計と同額でございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第19 同意第5号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 同意第5号 甲良町教育委員会教育長の任命につき、同意を
求めることについて。

上記の議案を提出する。

平成30年9月6日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

町長。

○野瀬町長 同意第5号 甲良町教育委員会教育長の任命につき、同意を求め
ることについてご説明申し上げます。

現職の橋本教育長の任期満了が、本年9月30日でございます。橋本教育
長につきましては、甲良町の教育の進展にご尽力をいただいているところで
ございます。私といたしまして、この任期満了を区切りとして、新たな教育
長を迎え、ダイナミックな甲良町の教育振興を図りたいと考えております。
現教育長の教育にかける思いもあるところでございますが、人事の一新を図
りたいと考えているものでございます。

それでは、議案でございます。下記の者を甲良町教育委員会教育長に任命
したいから、地方教育行政の組織および運営に関する法律の定めによりまし
て、議会の同意をお願いするものでございます。

住所、滋賀県彦根市野良田町179番地7。

氏名、松田嘉一。

生年月日、昭和31年5月18日でございます。

よろしくお願い申し上げます。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 昨今教育行政における課題は非常に煩雑、複雑、また多岐にわたっているというふうに思います。そこで、政府および文科省が進めようとしている中心的なところの教育の課題は、競争教育を中心として進められています。つまり、学力テストを全国的に実施して序列化を進める。そして、ふるい落としをしていく。こういう点で、どの子ども伸びる要素を持っていながらふるい落とされていく。そして、その中での学校現場、それから地域や家庭においてでも、いじめやそれから本人の居場所が居づらい状態を継続しています。

そういう点でも、その子どもが置かれている現状、それから政府が進めようとしている大変大きな流れ、これに対してしっかりと地方の行政、地方の教育行政として物申す、こういう立場で仕事をしてほしいというように私は切に思っています。

教師の多忙化も、政府では教師の働き方改革と言われるぐらい、教師の多忙化が進められています。甲良町の場合は加配があり、比較的恵まれた状態だというふうに私は思っています。しかし、一人一人の教師の実務量からいうたら大変大きな、また複雑な仕事が絡んでいます。そういう点でも、教育委員会の教育委員として、そういう立場、2つの問題をしっかりと見据えながら、甲良町の教育行政に携わっていただきたい。

そして甲良町における問題の一つに不正の問題があります。利権や不正に絡んでいろいろなことが起こってきますが、だめなものはだめということ貫いて、教育委員として活躍をしていただきたいということを申し上げて、賛成討論とします。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、同意第5号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、同意第5号は同意されました。

次に、日程第20 同意第6号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 同意第6号 甲良町教育委員会委員の任命につき、同意を求めることについて。

上記の議案を提出する。

平成30年9月6日。

甲良町長。

○**丸山議長** 本案に対する提案説明を求めます。

町長。

○**野瀬町長** 同意第6号 甲良町教育委員会委員の任命につき、同意を求めることについてご説明申し上げます。

下記の者を甲良町教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織および運営に関する法律の定めに基づきまして、議会の同意をお願いするものでございます。

住所、滋賀県犬上郡甲良町大字呉竹230番地7。

氏名、市山明人。

生年月日、昭和28年4月30日。

市山氏につきましても、本年9月30日が任期満了でございます。現在4期教育委員をお務めいただいております。引き続き再任をお願いをしたいというものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○**丸山議長** 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

9番 西川議員。

○**西川議員** きこのうの全協で申し上げた回答が出ていませんので、先にお願います。

○**丸山議長** 教育次長。

○**西村教育次長** 教育委員さんの活動内容ということでご説明させていただきます。

教育委員という組織、甲良町議会と言えば甲良町全般の議会運営ということで、町の施策等の審議等、条例の可決等をしていただいておりますが、教育委員会議につきましても、その甲良町全体の部分の中の教育施策につきましても、予算、決算をはじめ条例等の審議をこの会議前、開会前に行わせていただいております。そのほか、学校現場等の視察、それから給食、そういうようなのを視察して、そこでまた学校、各校の校長等から教育現場における課題等の報告を受けながら、その審議をするということをやっております。

とりわけ先ほど学力テストの話も出ましたが、学習状況調査ということで併せて実施されております。日ごろの子どもの思い、それから学習の態度等、こういったことを細かく校長の方から報告を受けて、その内容の方を確認しているというところでございます。

あとそのほか、教育委員の研修といたしましては、郡の研修、また県の研修、近畿の研修というところで研修の方への積極的な参加ということでさせていただいております。

また、個人的に就学の支援を必要とする子どもたちの保護者のその支援についても、議会の方の予算の可決前に、事前に教育委員会の会議の中で、具体的に生活状況等を報告して、支援が必要という認定を受けた者で、その後町議会の方へ予算書としての提案をさせていただいております。

主な報告としては以上です。よろしく申し上げます。

○丸山議長 9番 西川議員。

○西川議員 今、報告を受けましたが、教育委員会委員の委員会の会議そのものが、今言われたのは上滑りな話だとは思いますが、生徒の実態を見るとか、そういうことは当たり前で、やはり学校の先生に対する指導がどういふふうなことを言われているとか、そういうことまで突っ込んだ中で会議をやることには、あした一般質問させていただきますので、詳しいことは申し上げませんが、そういうところまで踏み込んでいるのかどうかというのだけはお聞かせください。

それと、今、ふるさと納税も1,400名の方ですか、教育に使ってくれというような形で寄附をされています。そういうことも有効活用していかないかと思うんですが、そういう中でも、教育に対して期待をされているわけです。そういうところを教育委員さんの中で、やはり給食費の未納だとか、そういうところもやっぱり議論されているとは思いますが、ただしているだけではだめなので、実務をする人に対する指導とか、そういうものがなかったらだめだと思うんですが、その辺はどうなっていますか。

○丸山議長 教育次長。

○西村教育次長 ご指摘のありました実際の教師に対する指導というところでは、実際のところは細かくは行っておりません。ただ、現在のところ中学校につきましては、仏教大学と連携して、教師、教育の指導の方法等を学びながら、甲良中学校でしたら中学校のこの子どもたちにはこういう授業方針で臨むというような指導を受けているということで、また、小学校におきましても滋賀大学と今後連携して、教師に対する教育の指導等を行う予定をしておりますので、そういった形での報告を、教育委員さんの会議の中でもやっていきたいというところでございまして、現状のところは詳細な指導という

ところまでは行っていないという状況でございます。

○丸山議長 9番 西川議員。

○西川議員 答えていない。

○丸山議長 教育次長。

○西村教育次長 滞納関係につきましては、もう決算報告という中でしているということなので、こちらの方の議会の中で、詳細までのそういう質疑応答というところまでは、現状は行っておりませんが、今後はそういった面も報告した中で、一緒にご指摘をいただいたり、こっちの取り組み状況も報告したりしていきたいと考えております。

以上です。

○丸山議長 9番 西川議員。

○西川議員 今、給食のことを言われましたけど、していないというような話なんですけど、以前の教育委員さんは、そんな給食費の未納なんていうのは考えられなかったということで、ものすごく指導したというふうにおっしゃってました。その辺のところを今はもうおざなりになったような会議をしているんじゃないかなというのが私の気持ちなんです。その辺をもっと手厳しくやるような会議にもっていかないと、今までの委員さん、何しているのというようなことになってきますので、その辺のところを再度確認したいと思います。

○丸山議長 教育次長。

○西村教育次長 議員のおっしゃるとおりでございます。今後はそういった部分も議題に積極的に上げていくことを約束させていただきます。

それと、この会議につきましては、原則公開というふうになっておりますので、公開できる、傍聴もしていただけるということでございますので、またよろしく願いいたします。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、同意第6号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、同意第6号は同意されました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これをもって散会します。ご苦労さまでした。

(午前10時50分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 丸 山 恵 二

署 名 議 員 阪 東 佐智男

署 名 議 員 宮 寄 光 一